



市民の声を市議会へ

請願・陳情のご案内

請願とは

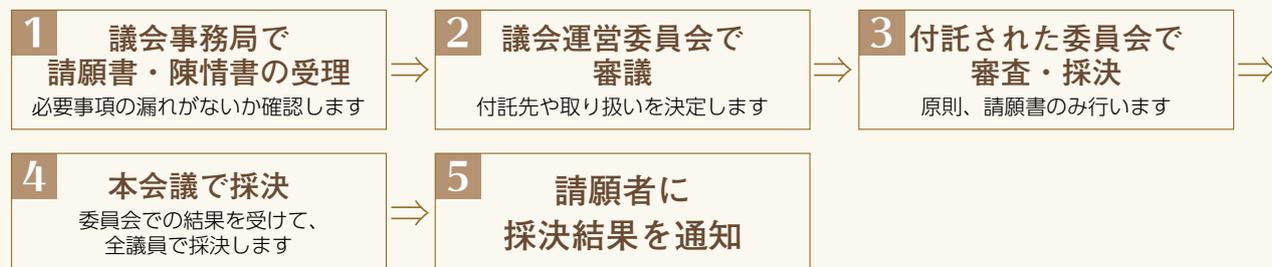
憲法に規定された誰もが行使できる権利であり、市民の皆さまが市政への意見や要望を、議会に対して述べるができるというものです。その要望などを文書にしたものを請願書と呼び、市議会へ提出される場合には、請願趣旨に賛成する市議会議員の紹介（署名・押印）が必要です。付託された委員会や本会議で、賛成・反対の採決を行います。

陳情とは

請願とは異なり、法律上の権利として行使するものではなく、事実上の行為となります。陳情書以外にも、紹介議員のない請願書や要望書、嘆願書なども陳情として扱います。基本的に採決は行いません。

注意事項

- いつでも提出できますが、定例会での審査を原則としているため、開会日の翌々日の正午までに提出されたものをその定例会で審査し、以降に受理したものは次回の定例会で審査します。
- メールやFAXでは受け付けできません。
- 様式の定めはありませんが、参考様式をホームページに掲載しております。
「市議会」→「請願・陳情について」をご覧ください。
- ご不明な点は、議会事務局までお尋ねください。



市民と議会の意見交換会のご案内

市政に関する情報提供を行い、積極的に市民の皆さまの貴重なご意見をお聴きし、議会活動に活かしてまいります。どの会場でもご参加いただけますので、皆さまのご来場をお待ちしています。

5/21(土)	玉緒コミセン / 蒲生コミセン / やわらぎホール	19:30~21:00
5/26(木)	五個荘コミセン / みすまの館 / 永源寺コミセン	
5/27(金)	愛東コミセン / 平田コミセン / 八日市コミセン	